

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、間違っているものには×を記入してください。

- ① 信号機がない場所で道路を渡るときは、手を上げるなどして合図をして渡る。

☐

- ② 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶった方がよい。

☐

- ③ 自転車で踏切を横断する時は、直ちに停止することが出来る速度で、安全を確認しながら横断する。

☐

- ④ 自転車は、車道と歩道の区別がある場所では、原則として歩道上を通行する。

☐

- ⑤ 信号がない、同じ道幅の十字路の交差点を自転車で直進するとき、左から車がきていたが、自分が先に通行してよい。

☐

<交通安全テスト>

令和3年7月号

解答・解説 (中・高校生用)

① 信号機がない場所で道路を渡るときは、手を上げるなどして合図をして渡る。【○】

A: 信号機がない場所で道路を横断するときは手を上げて車の運転者に横断する意思を示しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節(横断の仕方) 3(5)

横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気をつけましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

※ 令和3年4月15日に上記教則が改正され、

横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。

との内容が追加されています。

大阪府警においても、「横断歩道ハンドサイン運動」といった、横断歩道上の歩行者の安全を確保するための運動を進めています。

これは、歩行者に対し、横断歩道を渡る際は、横断しようとする意思を、車両の運転者に明確に伝えるためのハンドサイン(手を上げる等)を励行しましょう、というものです。

<指導のポイント>

道路を横断するときは、車の運転者に横断の意思を明確に伝え、車が停まったら左右の安全確認をして渡りましょう。

信号機がある横断歩道では、信号に従い横断歩道を渡るようにしましょう。

② 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶった方がよい。【○】

A: 自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

- 道路交通法第63条の11(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。(児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満)

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1(自転車に乗るに当たっての心得(抜粋))

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

※ 令和3年4月15日に上記教則が改正され、

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

との内容が追加されています。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭を守る大切なアイテムです。

万一の転倒に備えて、ヘルメットはサイズの合ったヘルメットを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自分の命を守るためにも、自転車に乗るときは子供だけでなく、大人もヘルメットをかぶりましょう。

※ 年齢にかかわらず、ヘルメットの着用が条例で定められている市町村があります。

※ 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において

○ 65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときはヘルメットを着用するよう努めなければならない
と規定されています。

③ 自転車で踏切を横断する時は、直ちに停止することが出来る速度で、安全を確認しながら横断する。【×】

A：踏切の直前で停止し、安全を確認した後、自転車を押して渡るようにしましょう。

● 道路交通法第33条第1項（踏切の通過（抜粋））

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

（6）踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

<指導のポイント>

踏切では、渡る前に必ず一時停止をし、安全を確認してから自転車を押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや遮断機が降り始めてからは踏切に入ってはいけません。

④ 自転車は、車道と歩道の区別がある場所では、原則として歩道上を通行する。【×】

A：自転車は、歩道と車道の区別がある場所では、車道通行が原則です。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

● 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行）

普通自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、

この限りでない。

- ・ 道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされているとき。
- ・ 普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- ・ 車道または交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

<指導のポイント>

車の仲間である自転車は、車道通行が原則です。

歩道を通行できる場合は、道路標識等がある場合などで、例外となります。

⑤ 信号がない、同じ道幅の十字路の交差点を自転車で直進するとき、左から車がきていたが、自分が先に通行してよい。【×】

A：信号がない交差点では、左方から進行してくる車両の通行を妨げてはなりません。

- 道路交通法第36条第1項（交差点における他の車両等との関係等（抜粋））
車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、次の各号に掲げる区分に従い、各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。
 - ・ 車両である場合 その通行している道路と交差する道路（以下、「交差道路」という）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間です。

交通ルールを守り、交差点を通行するときは、しっかりと左右の安全確認をしてから通行しましょう。